別記様式第４号（第21条第４項関係）

※　年　第　号

他犯罪通信該当書

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿

警察
司法警察員

被疑者　に対する　被疑事件について、　年　月　日　地方裁判所　裁判官　に対し、傍受実施状況書　を提出しましたが、その後、下記のとおり、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第14条第２項の規定により傍受をした通信又は法第21条第４項（法第23条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により再生をした通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めるに至ったので、本書面を提出します。

記

１　当該通信の開始及び終了の年月日時分

２　当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

３　当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めた理由

（注意）　※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

その５

記録媒体の番号　第　号

通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした通信の開始及び終了の年月日時	再生の根拠となった条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		

（注意）　１　法第23条第４項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
２　再生の根拠となった条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第３項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第３項を、「21④」は法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第４項を、「21⑤」は法第23条第４項の規定によりその例によることとされる法第21条第５項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

別記様式第３号（第18条第３項関係）

※　年　第　号

他犯罪通信該当書

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿

警察
司法警察員

被疑者　に対する　被疑事件について、　年　月　日　地方裁判所　裁判官　に対し、傍受実施状況書を提出しましたが、その後、下記のとおり、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第13条第２項の規定により傍受をした通信が法第14条に規定する通信に該当すると認めるに至ったので、本書面を提出します。

記

１　当該通信の開始及び終了の年月日時分

２　当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

３　当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が法第14条に規定する通信に該当すると認めた理由

（注意）　※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。